

(案)

令和7年度版岩手県水道地図作成業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と []（以下「乙」という。）とは、令和7年度版岩手県水道地図作成業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1 乙は、甲の定めた別紙仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 [] 円）を支払う。

（委託期間）

第2 委託期間は、（契約年月日）から令和9年2月10日までとする。

（契約保証金）

第3 契約保証金は、 [] 円とする。

（業務に係る甲の指示）

第4 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（委託業務内容の変更等）

第7 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。
2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるも

のとする。

(完了報告及び審査)

- 第 8 乙は、委託業務が完了した場合は、業務完了報告書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 10 日以内に、業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

(適合の措置)

- 第 9 甲は、第 8 第 2 項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 3 第 8 第 2 項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

- 第 10 乙は、第 8 第 2 項（第 9 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第 2 号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

(損害賠償等)

- 第 11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払)

- 第 12 甲は、必要があると認める場合は、委託料の 3 割以内を前金払することがある。
- 2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、前金払請求書（様式第 3 号）を甲に提出ものとする。

(違約金等)

- 第 13 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(甲の遅延利息)

- 第 14 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 15 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除)

第 16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 4 若しくは第 9 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第 17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、

乙が、これに従わなかったとき。

(契約解除に伴う契約保証金の帰属)

第 18 第 16 又は第 17 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(暴力団等の通報)

第 19 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第 20 乙は、第 16 又は第 17 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(返還に伴う遅延利息)

第 21 乙は、第 20 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 22 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第 23 委託業務の実施のために甲が乙に提供した資料、委託業務の実施により作成された文書及び委託業務に関するデータが記録されている記録媒体の内容を成すデータに関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 委託業務の成果物に関する権利（著作権(昭和45年法律第39号)第21条から第28条までに規定する著作者の権利をいう。以下同じ。）は、甲が乙に委託料が完納されたときに、乙から譲渡される。

3 前項の規定により甲に著作権が帰属する著作物に関して、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

4 業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の甲の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

(第三者の権利侵害)

第 24 乙は、甲に対して、すべての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証する。

- 2 甲に引き渡された成果品の全部又は一部につき、成果品が第三者の著作権等を侵害するものであるとして、第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。
- 3 前項において、成果品の全部又は一部が第三者の著作権等を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (1) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- 4 前各項の規定は、本契約の終了又は解除後もその効力を有する。

(関係書類の保存)

第 25 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(補則)

第 26 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

年 月 日

岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

住所
氏名 印

(様式第1号)

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

業務完了報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した下記委託業務は、令和 年 月 日をもって完了したので、
契約書第 第 に基づき報告します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 委 託 料 円

(様式第3号)

令和 年 月 日

岩手県知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

前金払請求書

令和 年 月 日付で契約を締結した〇〇委託業務について、委託料の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 前金払請求金額

委託契約額	前回までの受領済額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

2 前金払を必要とする理由

3 資金計画書 (必要経費の内訳)

4 振込金融機関 名称 支店・本店
口座番号 普通・当座

(注) 3の資金計画書は、作成した場合に記入、添付する。